



ご存じですか？

地域の身近な相談相手「民生委員・児童委員」

【問い合わせ】東海村民生委員・児童委員協議会事務局(福祉総務課地域福祉推進担当内 ☎282-1711 内線1139)

「民生委員・児童委員」とは

民生委員は、民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員で、児童福祉法に定める児童委員を兼ねています。

村では65人の民生委員・児童委員が活動しており、うち3人は、子どもや子育てに関する支援を専門に担当する主任児童委員です。

民生委員・児童委員に給与の支給はなく、ボランティアとして活動しており、その任期は3年です(再任可)。

民生委員・児童委員の3つの基本姿勢

社会奉仕の精神

社会奉仕の精神をもって、社会福祉の増進に努めます。

基本的人権の尊重

民生委員・児童委員には、民生委員法第15条に定められた守秘義務があります。相談内容や個人の秘密を守り、個人の人格を尊重します。

政治的中立

職務上の地位を政党または政治的目的のために利用しません。

主にどんな活動をしているの？

民生委員・児童委員の代表的な活動として、村が行う「高齢者状況調査」への協力があります。これは、支援を必要とする方と福祉サービスを結び付け、日常生活の向上を図るほか、災害時における迅速な避難支援のために役立てることを目的とした調査で、民生委員・児童委員が70歳以上の全ての高齢者宅を訪問し、生活状況や健康状態などの把握に努めています。



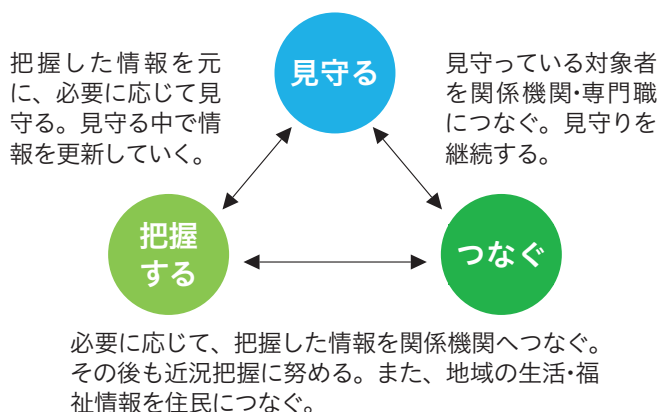
▲各種訓練での活動の様子

民生委員・児童委員の3つの役割

民生委員・児童委員は、自らも地域住民の一員として、地域の高齢者や障がいのある方々、子どもたちを見守っています。村民の方が抱える生活上の心配事や困り事などの“相談相手”として、また、村や村社会福祉協議会などの専門機関への“つなぎ役”として、日々活動しています。



民生委員・児童委員の3つの役割〈関係図〉



民生委員・児童委員には、こんな“やりがい”があります！

01. お年寄りが待っていてくれます



訪問しておしゃべりや福祉サービスを説明することで、喜んでもらえます。

02. 子どもたちから元気をもらえます



あいさつ運動や学校活動を通して、子どもたちの笑顔から元気をもらえます。

03. 仲間がたくさんできます



ボランティア活動を通して、同じ思いを持つ仲間ができます。

04. 地域とのつながりが広がります



地域の行事への参加や訪問活動で、幅広い人たちと知り合いになれます。

05. 自分自身の勉強になります



研修会や施設見学等を通して、福祉のことを勉強できます。

06. 新たな出会いを通して成長できます



いろいろな人や組織との交流で、自分を成長させることができます。

民生委員・児童委員の活動の様子をご紹介します

昨年度に行った民生委員・児童委員の活動の一部です。



一斉改選に伴う委嘱状伝達式



先進地の視察研修



定例会



事項別研修会



東海まつりでの啓発活動



他県の民生委員との研修交流会

困ったときは、お気軽にご相談ください！

高齢者や障がいのある方への支援が必要なとき、また、子育てや介護の心配や不安があるときなどは、お住まいの地域の民生委員・児童委員にお気軽にご相談ください。民生委員・児童委員には法律に基づく守秘義務があり、相談内容の秘密は守られます。

担当の民生委員・児童委員については「広報とうかい」(4月10日号)をご覧ください。

